



島根県報

令和8年1月16日（金）

号外第4号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第20号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年1月16日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町大野原103番内1地先から同104番内2地先まで	前	メートル 11.62～ 30.60	メートル 107.34	益田県土整備事務所津和野土木事業所	災害防除工事 拡幅
			後	11.99～ 31.76	107.34		
県道	松江鹿島美保関線	松江市鹿島町名分字鶴灘809番1地先から同番3地先まで	前	11.10～ 19.25	56.40	松江県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	14.70～ 29.41	56.40		
〃	浜田作木線	邑智郡邑南町矢上5919番39地先から同5917番23地先まで	前	19.60～ 38.00	31.08	県央県土整備事務所	減幅 払下げ
			後	19.60～ 33.68	31.08		
〃	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町中村上荷場谷850番1地先から同851番1地先まで	前	8.71～ 19.89	145.43	隠岐支庁県土整備局	災害防除工事 拡幅
			後	12.86～ 37.44	145.43		
〃	〃	隠岐郡隠岐の島町都万焼尾ヶ原854番1地先から同地先まで	前	20.30～ 29.83	24.78	隠岐支庁県土整備局	災害防除工事 拡幅
			後	29.44～ 34.61	24.78		

島根県告示第21号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年1月16日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江木次線	松江市東忌部町2276番16地先から同町2270番1地先まで	メートル 207.18	令和8年1月16日	松江県土整備事務所	
〃	玉湯吾妻山線	雲南市大東町遠所1030番1地先から同1803番6地先まで	249.20	令和8年1月16日	雲南県土整備事務所	
〃	美郷飯南線	邑智郡美郷町上川戸617番1地先から同618番4地先まで	45.96	令和8年1月16日	県央県土整備事務所	
〃	浜田美都線	浜田市弥栄町木都賀イ2251番7地先から同イ2254番6地先まで	124.59	令和8年1月16日	浜田県土整備事務所	
〃	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町中村上荷場谷850番1地先から同851番1地先まで	145.43	令和8年1月16日	隠岐支庁県土整備局	
〃	〃	隠岐郡隠岐の島町都万焼尾ヶ原854番1地先から同地先まで	24.78	令和8年1月16日		